

令和7年1月30日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期間
X-043	防衛省市ヶ谷地区見学者案内等役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：令和7年4月1日 至：令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和7年2月25日（火）10：30
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格
- （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - （2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - （3）令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、かつ、令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者であること。
 - （4）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - （5）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - （6）適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
 - （7）上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年2月17日（月）12：00までに、下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

- ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者
- イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であつて、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 契約締結日までに令和7年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。
- (5) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和7年2月17日（月）12:00までに提出しなければならない。
- (6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年2月20日（木）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9:30～18:15（12:00～13:00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 黒田 電話 03-3268-3111 内線 20822

適合条件

1. 条件

以下の各項を満たすこと。

(1) 個人情報保護等について

次の事項が分かる証明書又は資料を提出すること。

ア プライバシーマーク又は JAPICO マーク（日本産業規格「JISQ 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合）取得事業者である証明書を有すること。

イ 上記証明書が無い場合においては、個人情報保護法等を遵守するための規定等を有していることが分かる資料を提出すること。

(2) 本役務の実施体制が分かる資料（組織図等）を提出すること。

(3) 過去5年以内に官民間わず案内業務に従事した実績を有すること。また、その実績及び内容が分かる資料を提出すること。

2. 提出書類

1. の各項を満たすことが客観的に示されているもの。

A4版、様式は自由とし、提出書類には会社名等を表示するとともにつづるものとする。

3. 提出部数

1 部

4. 提出期限

令和7年2月17日（月）12時00分まで

5. その他

(1) 虚偽がないものとする。

(2) 上記書類提出後、官側から細部補足資料を求める場合がある。

(3) 提出書類に関する問合せは、提出期限の前日17時00分までとする。

仕 様 書			
件 名	防衛省市ヶ谷地区見学者案内等役務	作成年月日	令和7年1月24日
		作成課	大臣官房広報課

1 総則

この仕様書は、防衛省市ヶ谷地区見学者案内等役務について適用する。

2 引用文書

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

3 勤務場所

東京都新宿区市谷本村町5－1 防衛省市ヶ谷地区（勤務控室：市ヶ谷記念館）

4 勤務期間

勤務期間は次のとおりとする。

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

（土・日・祝日及び年末年始特別休暇期間中を除く。）

ただし、勤務日を休日等に変更する場合は、通常の勤務日から一部役務員を振り替えるものとし、その都度官側が指示するものとする。

5 勤務時間

午前8時30分から午後5時まで（1時間の休憩を含む。）

6 契約相手方に関する条件

- (1) 定められた見学コースにおける施設案内を行うにあたり、説明原稿（別添）を見ずにナレーション業務の運営を実施することができること。
- (2) 本業務を実施するにあたり、役務員に対し、業務内容及び役務に必要な知識を習得させるための教育に関する実施計画書を提出すること。
- (3) 以下の条件を満たすこと。
 - ア プライバシーマーク又は JAPICO マーク（日本産業規格「JISQ 15001 個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」に適合）取得事業者であること。
 - イ 上記アを取得していない場合、個人情報保護法等を遵守するための規定等を有していること。
 - ウ 過去5年以内に官民間問わず案内業務に従事した実績を有すること。また、その実績及び内容が分かる資料を提出すること。

7 役務員の人数

契約相手方の正社員、準社員または契約社員で構成され、1日あたりの勤務者は5名とする。ただし、契約相手方は、役務員の休暇や役務員が利用している公

公共交通機関の大幅な遅れに伴う遅刻等、役務員が業務を行うことが困難と思われる状況に備え、1日あたりの勤務者数に不足が生じないように待機人員を含めた必要な人員数を確保しておくとともに、欠員が出るおそれがある場合は、官側に報告するとともに交代要員を速やかに派遣するものとする。

なお、当該待機人員についても通常の役務員と同様に受付業務を遂行できるよう必要な研修・教育を実施しておくものとする。

8 業務責任者の選任

- (1) 契約相手方は、役務員の中から業務責任者1名を選任し、官側の承認を得ること。
- (2) 業務責任者の職務
 - ア 官側への業務報告書の作成・報告
 - イ 業務に関しての官側との連絡・調整
 - ウ 役務員に対する連絡・指示及び指導・教育
 - エ その他、官側の指示に基づく職務

9 役務員の要件

役務員は、防衛省職員の家族以外の者とし、次の要件を満たす役務員を確保・配置すること。

- (1) 次項の業務内容を円滑かつ支障なく実施できること
- (2) 接客・接遇マナーに精通していて、見学者に対して常に良好な接客態度を保てる人物であること
- (3) 火災・地震等の非常時における見学者の安全確保、苦情の申入れ、トラブルの発生などに的確に対応できること
- (4) 基礎的なパーソナルコンピュータの操作（ワード、エクセル、アウトLOOK等）ができること

10 役務員の業務内容

役務員の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 官側の指示に基づく公開施設の案内・説明
(説明原稿に基づく1回2時間程度のツアー形式によるナレーション業務が基本)
- (2) 見学者の受付、見学要領の説明
- (3) 庁舎管理に関する規則等に基づく見学者の行動統制
- (4) 災害の発生などの非常時における見学者の安全確保
- (5) 電話、インターネット等による予約の受付、日時等の調整
- (6) 市ヶ谷記念館、大本営地下壕跡及び広報展示室の設備・展示物等の維持・管理の実施
- (7) パンフレット、記念品等の配布、回収
- (8) 見学者数等の集計

- (9) その他官側の指示に基づく当該役務に関連する一切の業務
備考 上記に係る細部要領は官側から別途示す。

11 役務員の履歴書の提出

契約相手方は、契約締結後速やかに役務員の履歴書を作成し、官側に提出し承認を得るものとする。途中で役務員を交代させる場合も同様とする。
(官側は、提出された履歴書を本件の目的以外には使用しない。)

12 役務員の交代

- (1) 官側が、役務員について当該役務の円滑な運営に支障があると認めた場合、契約相手方は他の適正な役務員へ速やかに交代を行うものとする。
- (2) 契約相手方は、役務員が急病等やむを得ない事情により交代させる必要が生じた場合は、官側の承認を得て交代させることができる。

13 役務員の教育

契約相手方は、役務員に対し、少なくとも年2回業務内容及び当該役務に必要な次の知識を習得させるため業務開始前に研修を実施し、官側の承認を得るとともに、見学者の質問等に十分対応できるように常に教育を行わなければならない。

ア 市ヶ谷地区庁舎等に関する知識（市ヶ谷記念館を含む。）

イ 防衛省・自衛隊に関する一般的な知識

ウ 市ヶ谷地区の管理運営等規則

14 役務員の服装

- (1) 役務員の服装（帽子を着用するとともに、雨具及びコートを準備すること。）は、華美にならず業務にふさわしい統一されたものとし、契約相手方が用意するものとする。
なお、着用する制服及び着用の時期にあたっては、事前に官側の承認を得るものとする。
- (2) 契約相手方は、役務員の服装について常に清潔に保たなければならない。
- (3) 身だしなみについては、業務内容にふさわしいものとし、華美なものを避けること。

15 官側における便宜供与

契約相手方は、官側と調整の上、可能な範囲で次の事項について便宜供与を受けることができる。

- (1) 契約相手方の行う役務員に対する教育・研修についての協力
- (2) その他官側が必要と認めた事項

16 業務報告書の提出

業務責任者は、1日の業務終了時に業務報告書（別紙様式）を作成し、官側に提出するものとする。

17 提出書類

提出書類は以下のとおり。

番号	名称	数量	提出時期	媒体	提出先
1	実施計画書	1	契約後速やかに	紙又は電子	大臣官房 広報課
2	業務報告書	1	1日の業務終了後速やかに	電子	

18 役務完了

役務完了については、この仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者の確認をもって行う。

19 守秘義務

契約相手方及び役務員は、当該役務の履行にあたって知り得た事項について守秘義務を負う。その効力は、本契約終了後も継続するものとする。

20 その他

- (1) 本契約の履行にあたっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、又は使用させること。

また、本契約の履行において使用し、又は使用させる自動車の自動車検査証（車検証）の提示を求めた場合、速やかに提示すること。

- (2) 本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月22日変更閣議決定）」の基準を満たすものであること。

ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

- (3) 業務の実施に伴い、施設・備品及び職員等第三者に損害又は危害を与えた場合は、契約相手方の責任において賠償しなければならない。ただし、防衛省側の責に帰すべき理由により生じたものについては、この限りではない。
- (4) 契約相手方は、業務の実施にあたっては、施設・備品及び職員等第三者に損害又は危害を与えないように、万全の措置を講ずるものとする。また、業務遂行上、施設・備品及び職員等第三者に損害又は危害を与えた場合、若しくは損害を及ぼす恐れのある場合は、直ちに応急措置を行うとともに、官側に報告し、指示を受けるものとする。
- (5) 役務業務中、不審物が置かれているなど、明らかに通常と違うと思われる状況を発見した場合には、不審物にさわることなく直ちに官側又は近くに警備職員がいる場合には、警備職員に通報するものとする。

- (6) 契約相手方は、直ちに前年度の役務実施者から本役務の履行に支障がないよう業務内容の引継ぎを受けるものとし、次年度の契約相手方が決まった場合には、必要な業務内容の引継ぎを行うものとする。
- (7) 契約相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議し、処理するものとする。

業 務 報 告 書

令和 年 月 日 () 天気

1 役務員氏名

①
②
③
④
⑤

2 市ヶ谷台ツアー案内状況

時 間	案内状況等	来場者数
	合 計	

3 市ヶ谷記念館案内状況（2を除く。）

時 間	案内状況等	来場者数
	合 計	

4 その他

「市ヶ谷台ツアー」ナレーション原稿

【正門受付裏】

(午前)

A： おはようございます。本日は防衛省のご見学にお越し下さいまして、ありがとうございます。

では、注意事項等について説明をさせていただきます。

まず、立入証はご見学中、常に見える位置にお掛けいただきますようお願いいたします。警備の都合により、途中でのお帰りはご遠慮いただいておりますので、予めご了承下さい。

ご見学場所は基本的に撮影可能ですが、一部撮影、録音等をお断りしている箇所がございます。そちらにつきましては、その都度ご案内いたしますので、ご協力をお願いいたします。また、歩きながらの撮影は危険ですので禁止とさせていただきます。

最後にツアー中は、禁酒・禁煙です。ご協力をお願いいたします。

では、先程お配りしましたパンフレットをご覧ください。防衛省は平成12年5月、六本木の檜町地区から、ここ市ヶ谷地区へと移転してまいりました。ここ市ヶ谷地区の敷地は、約25ヘクタールの広さがあり、現在約1万人の職員が勤務をしております。

本日のご見学は、正門前を出発いたしまして、まず、儀仗広場にて庁舎A棟、C棟、B棟をご紹介します。そして、記念館にてご案内がございます。その後、隊舎前を通り、厚生棟にご案内し、最後に、正門までお送りいたします。

それでは、まず儀仗広場までご案内いたします。私が先頭で参りますので、こちらの歩道の上をお進み下さい。また、この後エスカレーターで上へと進んで参りますが、左側のエスカレーターに間隔を開けて1列（人数によっては2列）でお乗り下さい。それではツアースタートいたします。

(午後)

A： こんにちは。本日は防衛省のご見学にお越し下さいまして、ありがとうございます。

では、注意事項等について説明をさせていただきます。

まず、立入証はご見学中、常に見える位置にお掛けいただきますようお願いいたします。警備の都合により、途中でのお帰りはご遠慮いただいておりますので、予めご了承下さい。

ご見学場所は基本的に撮影可能ですが、一部撮影、録音等をお断りしている箇所がございます。そちらにつきましては、その都度ご案内いたしますので、ご協力をお願いいたします。また、歩きながらの撮影は危険ですので禁止とさせていただきます。

最後にツアー中は、禁酒・禁煙です。ご協力をお願いいたします。

では、先程お配りしましたパンフレットをご覧ください。防衛省は平成12年5月、六本木の檜町地区から、ここ市ヶ谷地区へと移転してまいりました。ここ市ヶ谷地区

の敷地は、約 25 ヘクタールの広さがあり、現在約 1 万人の職員が勤務をしております。

本日のご見学は、正門前を出発いたしまして、まず、大本営地下壕跡をご案内させていただきます。そして、記念館、厚生棟にご案内し、最後に、正門までお送りいたします。

それでは、まず地下壕までご案内いたします。それではツアースタートいたします。

【儀仗広場（西側）】

（午前）

A： こちらは儀仗広場です。儀仗とは部内外の高官や国賓などが、防衛省を公式に訪問または視察される場合、その途上を警衛し、敬意を表するために行われます。

皇族、外国の国務大臣、内閣総理大臣、防衛大臣などに対して儀仗が行われます。

現在、陸上自衛隊第 302 保安警務中隊をもって儀仗隊が編成され、陸上自衛隊中央音楽隊が演奏を行います。

では、庁舎をご案内いたします。皆様の正面にございます背の高い建物が庁舎 A 棟です。地上 19 階、地下 4 階で中央省庁の庁舎の中でも最も規模の大きな建物のひとつです。大臣、副大臣、政務官の執務室をはじめ、内部部局、統合幕僚監部、陸海空各幕僚監部など我が国の防衛中枢を担う機関が使用しております。屋上には東西 2 面、都内最大級のヘリポートがあり、災害派遣や国賓の輸送などに使用しております。

また、地下には駐車場やオペレーションの中枢機能を担う中央指揮所が置かれております。

ただ今ご案内いたしました庁舎 A 棟のお隣にある 2 つの建物と、皆様の左手にある背の低い建物が庁舎 C 棟です。情報本部や陸海空各自衛隊の情報関係の機関が使用しております。

また、そのお隣に見えます鉄塔のある建物が庁舎 B 棟です。陸海空各自衛隊の通信関係部隊が使用しております。通信鉄塔は地上高 220 m、鉄塔部分だけでも約 175 m あります。通信鉄塔は庁舎と一体の構造となっており、陸海空各自衛隊の使用する通信回線に接続されております。

それでは、これより市ヶ谷記念館までご案内いたします。なお、この後庁舎 A 棟の玄関前を通過いたしますが、A 棟内は撮影が禁止となっておりますのでカメラなどお向けにならないようお願いいたします。ではこちらの儀仗広場は横切れませんので広がらずに真直ぐ回廊に向かってお進み下さい。それではどうぞ。

【地下壕入口】

（午後）

A： こちらは大本営地下壕跡です。昭和 16 年に大本営陸軍部、陸軍省、参謀本部等の陸軍の主要機関が市ヶ谷に移転するのに伴い、防空壕として昭和 16 年 8 月から翌 17 年 12 月にかけて建設されたものです。当時の資料が残っていないため不明な点が多いのですが、地下壕内部には陸軍大臣室、通信室、浴場、炊事場等の設備を備えて

いたとされています。

それでは、これより地下壕の中へご案内いたします。先程お渡しいたしましたヘルメットを着用していただき、私に続いてお進みください。なお、この先急な階段がございますので足元に十分にお気をつけ下さい。

※雨天時：それでは、これより地下壕の中へご案内いたします。この先急な階段がございますので足元に十分にお気をつけ下さい。また、傘をお持ちの方は、傘立てをご利用下さい。その後、ヘルメットをお渡ししますので着用して下さい。

【地下壕内】

(午後)

A： こちらの地下壕は幅4.6m、高さ4mのトンネルが南北に3本、東西に2本交差した構造となっております。かつて大本営陸軍部や陸軍省等が置かれた建物の地下約15mに位置し、建物の地下から2本の廊下で繋がっていました。

皆様の左手にございますのはトイレ跡です。壁にうっすら丸い跡が残っているのは小便器の跡です。また床に開いた穴は大便器の跡で穴の下には配水管が通っています。

続いて皆様の右手、天井に大きく開いた穴が通気口です。地下壕内の換気を行うため2カ所の通気口が設けられております。地上の灯籠と繋がっており、外から地下壕が見つからないようカモフラージュしております。通気口内部は途中で折れ曲がった構造になっており、外からの爆風が中に入るのを防いだり、中の光が外に漏れるのを防ぐ役割を果たしています。

それでは、これから地下壕の奥の方をご案内します。

【中央部到着後】

手前が陸軍大臣室跡です。大臣室は狭めの構造となっています。奥が通信室跡となります。高くなっているところは通信機材があり、機材を操作する人が入る関係で広めの構造になっています。このように陸軍大臣室・通信室が隣り合わせで設置されました。

【奥到着後】

こちらが、現在公開されている地下壕跡の一番奥となります。皆様の目の前に見えますのが、手前が炊事場、奥が受水槽、更にその奥が浴場跡となっております。上をご覧ください。さびた金属が見えますが、当時は照明器具が取り付けられていました。それでは、パネル付近に戻りますので、私に続いてお進みください。繰り返しとなりますが、足元が不安定ですので、十分にお気をつけ下さい。

【パネル前集合後】

これから約5分自由見学となります。

こちらのタブレットは、安全上の理由から立ち入ることができない場所まで見学することが可能です。著作権の関係で、タブレットの映像の撮影はお控え下さい。

パネルも掲示しておりますので、ご自由にご覧下さい。

以上で地下壕跡の見学を終了いたします。ヘルメットは入り口付近で回収いたしますので、着用したまま前にお進みください。

【地下壕出口】

(午後)

A： それでは、私の前に1列でお並びいただき人数確認にご協力下さい。

(人数確認終了後)

では、市ヶ谷記念館へご案内いたします。私に続いてお進み下さい。

【市ヶ谷記念館前】

(午前)

A： こちらが市ヶ谷記念館です。先程ご案内いたしました庁舎A棟の場所に以前ございました、旧陸軍士官学校本部、のちの旧1号館の象徴的部分であります大講堂などを、可能な限り現部材を利用して移設・復元いたしました。

これより市ヶ谷記念館の中をご案内いたします。お手数ではございますが、入口にスリッパを用意しておりますので、お履き替えいただけますようお願いいたします。また、大講堂にて映像をご覧くださいますので、お席にお掛けになってお待ち下さい。今から映像終了までは撮影禁止をお願いいたします。

それでは、左(右)の扉よりお進みいただきます。

(午後)

A： こちらが市ヶ谷記念館です。防衛省庁舎A棟の場所に以前ございました、旧陸軍士官学校本部、のちの旧1号館の象徴的部分であります大講堂などを、可能な限り現部材を利用して移設・復元いたしました。

これより市ヶ谷記念館の中をご案内いたします。お手数ではございますが、入口にスリッパを用意しておりますので、お履き替えいただけますようお願いいたします。また、大講堂にて映像をご覧くださいますので、お席にお掛けになってお待ち下さい。今から映像終了までは撮影禁止をお願いいたします。

記念館内に入られましたら、見学科をお支払い頂きますので、準備をお願いいたします。

それでは、左(右)の扉よりお進みいただきます。

【大講堂スクリーン前：ビデオ前】

(午前・午後)

A： ただ今、皆様がいらっしゃるののは極東国際軍事裁判、いわゆる東京裁判の法廷となりました大講堂です。これより市ヶ谷台の歴史をまとめました『市ヶ谷台の歩み』という映像をご覧くださいます。また途中、東京裁判の場面になりましたら、一旦映像を止めさせていただきますので、ご説明をいたします。

なお、繰り返しになりますが映像には著作権がございますので撮影・録音はご遠慮下さい。それではご覧下さい。

【大講堂スクリーン前：ビデオ中（東京裁判）】

（午前・午後）

A： ただ今、映像を止めさせていただきました。画面上映っておりますのは、今皆様がいらっしゃいますこちらの大講堂が、東京裁判の際、法廷として作り替えられた時の様子でございます。

それでは今、皆様が画面上どのあたりにいらっしゃるかわかりになりますでしょうか？スクリーン右手にございます木の扉が画面左に映っているこちらの扉です。ですから、皆様はちょうどこの辺りにいらっしゃる事になります。

裁判官のお席はこちらです。こちらの旗の前に高い2段のひな壇を作りまして、上の段にお座りになりました。また、被告人と呼ばれた方々のお席はこちらです。これは、私の正面、皆様の後方にございますカーテンの前に低い3段のひな壇を作りまして、上の2段にお座りになりました。

それでは、ステージの方をご覧ください。現在、上下2段のステージがございますが、上のステージは裁判時には取り壊されまして、このように同時通訳のブースとして作り替えられました。また、下のステージにはGHQのVIPの方々がお座りになりました。

証言台はこちらです。この証言台を再現したものが皆様の右側にございますので自由見学の際近くでご覧ください。

また、画面上手前にたくさんの方々がご覧いただけます。左側の方々は外国の報道関係者です。また、右側の方々は日本の報道関係者です。先程皆様が入って来られました入口の方に向かって右半分が外国の報道関係者、左半分が日本の報道関係者の席でございました。また、2階席もございます。中央から右は一般傍聴人席、中央から左は家族席でした。

それでは、天井をご覧ください。大きなライトが5つございます。こちらのライト、できた当時から今の状態が最大の明るさでございます。少々暗めの照明となっております。しかし、画面をご覧くださいますと、このように白く、強い光が映っております。これは、「どこに立っても影ができないように明るくせよ」というGHQの命令に従いまして、これら5つのライトの他に、たくさんの方々のライトを上から吊るしたものでございます。この時の様子を外国の報道関係者が本国へ記事を送る際に、「照明地獄」、「拷問電灯」、「トーチランプ」と言ってこの時の熱さ明るさを、表現をしておりました。またその時の様子をお写真にしたものが、皆様の後方パネルにして展示しておりますので、よろしければ後程ご覧ください。

それでは、ビデオの続きをご覧ください。

【大講堂スクリーンの前：ビデオ後ステージ下】

（午前・午後）

A： 「市ヶ谷台の歩み」をご覧くださいました。それでは、これより館内をご案内いたします。今からは撮影可能となります。そこで撮影に関して皆様に2つお願いがあります。まずフラッシュを使つての撮影はご遠慮ください。また、この中で1カ所撮影できないところがあります。こちら（右手で指して）の展示ケースは著作権の関係で

撮影できませんのでご了承下さい。

それでは、皆様には少し場所を移動していただきます。大きなお荷物はベンチに置いて下さって結構ですが、貴重品・カメラなどをお持ちいただきまして、ステージ前にご移動ください。

皆様、床をご覧ください。こちらの大講堂の床面積は、約200坪です。その中に、30cm角のナラの寄木が7,200枚ございます。移設・復元にあたりましては1枚1枚全ての板にテープを貼り番号を書いて保存しておりましたので、全て当時の配列のままとっております。しかし、中には割れたり、反ったりして使えなくなってしまう板が、7,200枚の内399枚ございました。こうしてご覧いただきますと、黒くて平らな新しい板（このように白いテープで囲った板）がご覧いただけるかと思います。また古い板をご覧いただくと、白くぼんやりとした痕（このように矢印で示しているところ）は、保存していた際に貼ったテープをはがした跡でございます。

こちらは、士官学校時代の入校式や卒業式で、陛下にご臨席賜った際、陛下にお掛けいただく玉座が置かれていたステージです。ステージ後ろの壁のクロスも、昭和9年当時のデザイン帖を元に新しく織って復元いたしました。また、床は箱根の寄木細工でできており、こちらも復元いたしました。黒い部分が黒檀、他はチークです。

それでは次に、入口の方をご覧ください。皆様、本日入って来られる際、床が坂になっているのにお気づきになりましたでしょうか？これは実は、陛下の目線と関係しております。

正面の扉をご覧ください。通常ですと、扉の上には壁がございますが、あちらの扉は上の壁を取り払いまして、扉の上部を可能な限り2階席の下に近づけております。そうしますと、扉の上部が2階のバルコニー席に僅かに隠れて、扉が実際の大きさより小さく見えます。扉が小さく見えるということは、同時に2階席を低く見せるという効果がございます。

これは、玉座にいらっしゃいます陛下が入口の方をご覧くださいになった際に、2階席を陛下の目線と同じか、いくらか低く見せるという工夫でございます。

扉を上に出したことによって、床との間が50cm程空いてしまいましたので、大講堂の3分の1辺りから緩やかな坂を作って扉へとつなげております。

では次に、ステージ横の白い壁をご覧ください。こちらの壁、玉座に向かって内側に入り込んでおります。また、天井もアーチを描いて内側に入り込んでおります。これら3点を線で結んで参りますと、ちょうど玉座の後方の壁の奥で焦点が合うようになっております。これは、ステージを遠くに見せ、奥行きを持たせる効果がございます。後程、2階へ上られた際、もう一度ステージの方をご覧ください。ステージが実際の距離よりも遠くに見えるかと思います。

この後は、スタッフが皆様を2階へご案内いたします。お荷物は置いたままでも結構です。なお、2階の見学終了後、大講堂内の自由見学のお時間を15分ほどお取りします。その際、お手洗いをご利用ください。お手洗いは右の扉を出て階段を下りて右手にあります。それでは、2階へスタッフがご案内いたします。

【陸軍大臣室】 【旧便殿の間】 について

見学者が到着後、説明開始

【旧陸軍大臣室】

(午前・午後)

D： こちらは旧陸軍大臣室です。士官学校時代は学校長室として、昭和16年からは陸軍大臣室として、その後、昭和35年からは「陸上自衛隊東部方面総監」の執務室でした。

それでは、中央にございます模型をご覧ください。

こちらの模型は、市ヶ谷記念館の元になりました、旧1号館の50分の1の復元模型でございます。先程、皆様をご案内いたしました庁舎A棟の場所に以前あったものでございます。

こちらの模型は旧日本軍が使用していた時ものではなく、自衛隊が使用していた時のものでございます。それでは、旧日本軍が使用していた時と一体どこが違うのかと申しますと、まずこちらに桜がございます。旧日本軍が使用していた時は桜ではなく、菊の御紋でした。また時計は南側の他に東と西、合わせて3か所設置しておりました。また、旧日本軍が使用していた時は屋上に国旗は掲げられておりませんでした。こちらの桜と時計の現物が、1階玄関に展示しておりますので、よろしければ後程ご覧ください。

次に模型中央青い屋根の部分をご覧ください。こちらが先程皆様をご案内しました大講堂です。こちらの大講堂、当時と現在とでは違う点が2点ございます。まず、東西南北が180度逆になっているという点です。また、現在は1階にございますが、当時は2階にございました。

そして今皆様がいらっしゃいます旧陸軍大臣室は、こちらの窓が3つとバルコニーのある建物中央2階のこちらのお部屋でございます。後方をご覧くださいと、同じ様に窓が3つとバルコニーがございます。

また、この後ご案内いたしますお隣の旧便殿の間は、当時はお隣ではなくこちらの2階の東の角にございました。この記念館は旧1号館の象徴的部分のみを移設・復元ということで、旧便殿の間を旧陸軍大臣室のお隣に作り、このように左右対称2階建の記念館として復元されました。

また、昭和45年11月25日、作家三島由紀夫氏が東部方面総監を人質にとり、立てこもった上自決しました、いわゆる『三島事件』が起きたのもこちらのお部屋でございます。三島氏らが総監を救出しようとした隊員を追い払おうとして刀を振り上げ、その際もみ合いとなり、その時にできた刀傷の跡が現在も残されておりますのでご覧ください。

(傷跡を指しながら) 全部で3カ所ございます。こちらとこちらとこちらでございます。撮影は可能ですがお手を触れることはできませんのでご了承下さい。それでは順番に傷跡をご覧ください、【お声がけするまでこちらのお部屋をご見学下さい。】

では、お時間となりましたので1階大講堂へお進み下さい。】

(午前)

※2 グループに分けた場合【案内最後の組】

それでは以上でこちらの記念館のご案内を終了とさせていただきます。その後記念撮影等の時間をお取りします。〇時〇分には記念館を出発となります。出発までに記念撮影等お済ませ下さい。ではご覧になられました方より、1階へお進み下さい。

【旧便殿の間】

(午前・午後)

C： こちらは旧便殿の間です。士官学校時代の入校式、卒業式で陛下にご臨席賜った際、陛下がご休憩の場としてご使用になったお部屋でございます。

こちらのお部屋は陛下専用ということでいくつかの工夫がされております。まずはこちらの扉をご覧ください。外側に開いております。旧1号館の他のお部屋は、全て内側に開くように作られておりました。

扉は人を招き入れる為に内側に開くよう作られておりますが、このお部屋だけは陛下専用ということで、「陛下は人を招き入れることはない」ということで、このように堂々と外側に開くように作られております。

また、陛下が人とお会いになる際には、お隣にございました応接間をご使用になりました。こちらの扉は、内側にも外側にも開かない左右に開く扉になっております。

また、もう1つの点ですが、扉の周りや窓の周りの壁をご覧ください。こちらの壁、大変厚い壁であることにお気づきになられましたでしょうか？実は中が空洞になっております。これは何故かと申しますと、当時陛下にお使いいただけるような安定した冷房設備がなかった為、それでもなんとかこのお部屋を冷やそうと、地下から冷たい空気を、送風機を使って送り、こちらの空洞をダクト、煙突代わりとして使用したものでございます。こちらの空洞を通った冷たい空気は、扉の上にございます四角い網の部分から出るようになっておりました。窓の上にも同様のものがいくつかございます。

それでは最後に、こちらのお写真をご覧ください。こちらのお写真は、昭和9年、群馬県下で行われました特別演習後のお写真でございます。最前列中央にいらっしゃいますのが陛下、そして陛下の左右には皇族、そして約3,800名の将校の方々でございます。こちらのお写真は、前に丸太で大きなやぐらを組み、その上にカメラを設置して上から撮影したものでございます。

また、こちらのお写真は、写真と同じ大きさのガラス製のフィルムを使用して撮影した、ガラス乾板写真でございます。引き伸ばしたわけではなく、焼き付けておりますので、お一人お一人全ての方の顔がはっきりとご覧いただけるかと思えます。最前列には約40名、最後列にはその3倍の約120名の方々が並んでおられます。こうしてご覧いただきますと大変きれいな長方形に見えますが、実際は末広りの台形に並んでおり、きれいな長方形に見えるようきちんと計算して並べたという訳です。

また、よくご覧いただきますと著名な方もいらっしゃいます。前から2列目、左から6番目のおひげをたくわえ眼鏡をかけている方は、東条英機大将です。また、陛下

の右後ろの方は、終戦時の内閣総理大臣を務められた鈴木貫太郎大将です。

それでは順番にお写真をご覧ください、【お声がけするまでこちらのお部屋をご見学下さい。

では、お時間となりましたので1階大講堂へお進み下さい。】

(午前)

※2グループに分けた場合【案内最後の組】

それでは以上でこちらの記念館のご案内を終了とさせていただきます。この後記念撮影等の時間をお取りします。〇時〇分には記念館を出発となります。出発までに撮影等お済ませ下さい。ではご覧になられました方より、1階へお進み下さい。

【記念館退出の案内】

(午前・午後)

A： (チャイム) ご見学中の皆様にご連絡いたします。間もなく市ヶ谷記念館のご案内を終了とさせていただきます。この後記念撮影の時間をお取りします。〇時〇分には記念館を出発となります。それまでに記念撮影等をお済ませください。また、お忘れ物ないようご注意下さい。

【記念館前集合】

(午前・午後)

B： それでは、皆様お揃いか人数の確認をさせていただきます。私の前に1列(人数が多い時は2列)でお並びいただき人数確認にご協力下さい。

(人数確認終了後)

人数の確認が出来ました。ご協力ありがとうございました。では、記念館西側へ出発いたします。

【スディルマン像前】

(午前・午後)

B： 皆様の左手にございますのは、インドネシア初代国軍司令官スディルマン将軍の銅像です。

こちらの銅像は両国の緊密な協力関係の象徴としてインドネシアから寄贈されました。

スディルマン将軍は、旧日本軍の軍事訓練を受け、オランダとの独立戦争の際、初代国軍司令官として陣頭指揮に立ったことから、国軍の父と呼ばれています。

スディルマン将軍の銅像が寄贈された国は日本のみであり、ここ防衛省の敷地内に展示している銅像が国内唯一のものです。このようにスディルマン将軍像は、日本とインドネシア間の歴史的な絆を象徴する大変貴重な存在となっております。

【旧陸軍歩兵第一連隊営門跡】

(午前・午後)

B： 皆様の右手にございますのは、旧陸軍歩兵第一連隊の営門跡です。
旧陸軍歩兵

第一連隊は明治6年に創設され、かつて防衛庁本庁が所在した六本木
檜町地区に駐屯しておりました。こちらの営門は、第二次世界大戦末
期の東京大空襲による焼失を免れ、戦後も檜町地区に所在しておりま
したが、平成12年の防衛庁本庁の市ヶ谷地区への移転に伴い、当地
に移設されました。

それでは、厚生棟へ向けて出発いたします。

【厚生棟前】

(午前・午後)

B： こちらは職員の福利厚生であります厚生棟です。中には、広報展示室、食堂、
売店、体育館、図書室、医務室、保育所などがございます。

これより2階の広報展示室に御案内します。立入証をよく見えるように再度おかけ
直しいただき、ゆっくりとお進み下さい。

【広報展示室内】

(午前・午後)

B： こちらが広報展示室です。

展示室内には自衛隊の活動が分かるデジタルサイネージ、バーチャル着せかえなど
があります。また、メインのシアターでは、自衛隊の活動映像をご覧いただけます。
なお、映像には著作権がございますので撮影・録音はご遠慮下さい。

これよりこちらで〇〇：〇〇までご見学のお時間とさせていただきます。

なお、ご見学は展示室内のみとさせていただきます。

(午前・午後)

それでは、これより1階に降りまして〇〇：〇〇まで御休憩のお時間とさせていた
だきます。

御休憩は降りられましたフロア、1階の売店エリアと御化粧室のみとさせていただきます。
外に出ることはできませんのでご了承下さい。なお、こちらでも禁酒・禁煙
とさせていただきます。広報展示室を出ますと、厚生棟内は撮影はできません。

集合場所、お手洗い、売店に関しましては、1階に降りてからご案内させていただきます。

【売店前】

(午前・午後)

右手ガラス張りの売店エリアでご休憩下さい。

御化粧室はつきあたり左手です。
御集合は後方の玄関ロビーとなります。
(逐次案内する)

【厚生棟出口】

(午前・午後)

B： それでは、皆様お揃いか、人数の確認をさせていただきます。私の前にお並び下さい。

(人数確認終了後)

人数の確認が出来ました、ご協力ありがとうございました。

それではこれより、正門までご案内いたします。立入証をよく見えるようにして向かって左手のドアからゆっくりお進み下さい。

【エスカレータ上】

以上で市ヶ谷台ツアー全ての御案内を終了させていただきます。

本日は、防衛省をご見学いただきまして、誠にありがとうございました。今後とも、防衛省・自衛隊に対するご支援・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただ今皆様にお掛けいただいております立入証は、受付ゲートを通過した後、回収しますのでそれまではお掛けになって下さい。なお、受付ゲート通過の際は、左側1列を通過するとともに、立入証をゲートにかざし、通過後はスタッフへ返納するようお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。気をつけてお帰り下さい。

適合条件

1. 条件

以下の各項を満たすこと。

(1) 個人情報保護等について

次の事項が分かる証明書又は資料を提出すること。

ア プライバシーマーク又は JAPICO マーク（日本産業規格「JISQ 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合）取得事業者である証明書を有すること。

イ 上記証明書が無い場合においては、個人情報保護法等を遵守するための規定等を有していることが分かる資料を提出すること。

(2) 本役務の実施体制が分かる資料（組織図等）を提出すること。

(3) 過去5年以内に官民間わず案内業務に従事した実績を有すること。また、その実績及び内容が分かる資料を提出すること。

2. 提出書類

1. の各項を満たすことが客観的に示されているもの。

A4版、様式は自由とし、提出書類には会社名等を表示するとともにつづるものとする。

3. 提出部数

1 部

4. 提出期限

令和7年2月17日（月）12時00分まで

5. その他

(1) 虚偽がないものとする。

(2) 上記書類提出後、官側から細部補足資料を求める場合がある。

(3) 提出書類に関する問合せは、提出期限の前日17時00分までとする。